第3章 安全・安心、市民の暮らしを支えるまちづくり(政策の柱3)

1. 緑に包まれた自然と共生のまちをつくる(政策1)



- (1)資源の循環利用の促進(施策1)
- (2)生活排水処理による水環境の保全 (施策2)
- (3)環境保全の推進(施策3)
- (4)環境に配慮した農林業の振興 (施策4)

2. 快適な生活環境をつくる (政策2)



- (1)公共交通の充実(施策1)
- (2)水の安定供給(施策2)
- (3)居住環境の整備(施策3)

3. 市民の生命と財産を守る (政策3)



- (1)防災対策の推進(施策1)
- (2)耐震対策の推進(施策2)
- (3)治山・治水対策の推進(施策3)
- (4)地域の安全対策の充実(施策4)

4. 安心して暮らせる福祉社会をつくる(政策4)



- (1)地域医療の充実(施策1))
- (2)高齢者や障がい者への 福祉サービスの充実(施策2)
- (3)社会保障制度の確立(施策3)
- (4)生活相談の充実(施策4)
- (5)暮らしやすい環境整備(施策5)

1. 緑に包まれた自然と共生のまちをつくる(政策1)

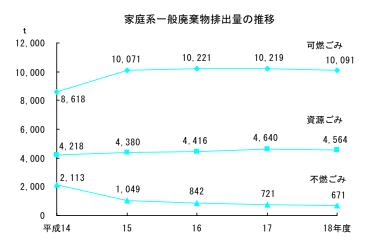
【施策展開の視点】

わが国ではごみの減量化、再利用、再資源化を進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない、持続的に発展することのできる循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。本市においても、安達地方広域行政組合との連携により、ごみの減量化、再資源化に向けた取組みを進めているところですが、市民一人あたりのごみ排出量は依然として増加傾向にあります。市民、事業者、行政が一体となってごみの減量化や再利用・再資源化に向けて幅広い取組みを強力に推進していく必要があります。

また、水資源の循環的利用も大きな課題となっています。水質汚濁の主な原因となっている 生活排水については、生活排水処理施設の整備等により、改善されつつありますが、さらに、 水質の保全や水辺の回復・保全など総合的な水環境の改善を進めていく必要があります。

環境問題は、水質汚濁や騒音など地域の環境問題としての公害、有化学物質による健康被害、 地球規模での温暖化の問題まで非常に複雑多岐にわたります。また、被害者が同時に原因者で もあることから、環境への配慮と共生する意識をさらに高めていく必要があります。

農林業は、その生産活動を通じて水源のかん養、自然環境の保全、やすらぎの場の提供などいろいろな機能を果たしています。特に地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO₂)について、国は森林による吸収効果に高い期待をもっており、環境問題の上からも森林の保全が求められます。また、食品の安全性への関心の高さなどとあいまって、環境保全型農業の推進は、市の農業全体のイメージアップにもつながることが期待されます。



下水道計画

	二本松処理区	岳処理区	安達処理区	岩代処理区
目標年次	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
処理区面積(ha)	708	35	211	77
定住人口(人)	19, 400	570 3,500(宿泊観光) 330(日帰観光)	5, 100	1, 470

めざすすがた

- 市民一人ひとりがものを大切に利用し、「もったいない」の心でごみを出さないよう努めています。
- 生活排水が適切に処理され、快適な住環境が維持されています。
- 市民みんなが地球環境に配慮した生活を送っています。
- 豊かな自然環境と調和した循環型農業が行われています。

めざす指標

指標名		現状値 (平成18年度末)	目標値 (平成23年度末)	目標値 (平成27年度末)	
一人当たりのゴミの排出量 (年間) (生活環境課調べ)		290kg	230kg	226kg	
水洗化率		38.8%	66. 4%	76. 2%	
	下水道接続率 (処理区域内) (下水道課調べ)	55.0%	63. 2%	66. 4%	
浄化槽整備率 (生活環境課調べ)		23.8%	34.6%	40.0%	
エコファーマー認定件数 (農政課調べ) (H19.3.31)		230 件	300 件	350 件	

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

車拳妻

- ・ごみの適正処理
- 生活排水処理施設の適正管理
- 地球環境配慮の事業活動促進
- ・不法投棄をしない
- ・(森林所有者) 森林の適切な整備・管理
- ・(農家) 有機質の肥料の活用

市展

- ものを大切にする
- ・買い物にマイバック等を持参
- ・資源ごみの集団回収への協力
- ・ごみの分別排出への協力
- ・生活排水処理施設への接続
- ・環境保全・美化活動への参加
- ・不法投棄をしない
- ・ 里山の保全

#

- ・ごみ減量意識の啓発
- ・ごみ減量・再資源化への取組み
- ・ごみの適正収集・運搬・処理
- 生活排水処理施設の整備
- ・ 水洗化の促進
- ・環境保全型農業の推進
- 不法投棄防止の推進

(1) 資源の循環利用の促進(施策1)

ごみの発生抑制による減量化を推進するとともに、ごみを廃棄物としてではなく、循環 資源として捕らえることで、再利用・再資源化を図り、循環型社会の実現に向けた運動を 推進します。また、安達地方広域行政組合事業としてリサイクル施設の整備を進めます。

取組み事項	内容
ごみの減量化の促進	ごみ減量意識の啓発とともに、マイバック持参運動などごみ
このの減重化の促進	を出さない運動を推進します。
	市民のリサイクル活動を支援し、効果的で持続的なリサイク
資源の再利用・再資 源化の促進	ルシステムを確立します。また、生活排水汚泥や家畜糞尿、生
111 10 V PC PC	ごみなどの未利用資源の再資源化を推進します。
	ごみの適正な処理について啓発・指導を行うとともに、効率
一ごみ・し尿処理施設 の整備	的なごみ収集処理システムやし尿処理体制の整備を推進しま
V) ∓ I/H	す。

《主な事業》

- ◎もったいない運動の推進
- ◎資源回収団体支援事業



(2) 生活排水処理による水環境の保全(施策2)

河川や水路の水質の浄化と快適な居住環境の確保に向け、公共下水道の整備や浄化槽の 設置助成による排水処理適正化の促進を図るとともに、生活排水路の整備を推進します。

取組み事項	内 容		
下水道の整備と接続	公共下水道事業の計画的整備を推進し、公共下水道供用開始		
促進	区域内世帯の、公共下水道への接続を促進します。		
浄化槽設置の推進	公共下水道地域外については、浄化槽の設置推進による生活		
	排水処理を進めます。		
生活排水路の整備	生活排水路の整備と適正な維持管理を推進します。		

- ◎公共下水道整備事業
- ◎浄化槽設置助成事業

(3)環境保全の推進(施策3)

市民、事業者、行政が連携した環境保全・環境美化運動を推進します。また、豊かな森林づくりや自然公園の保全を通して、地球温暖化防止対策を推進します。

取組み事項	内容
	環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促すなど、環境保
環境保全・環境美化 の推進	全活動を推進します。また、不法投棄の防止に向けて、監視体制
	の強化とともに、市民の協力を得ながら、環境美化を推進します。
	水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの監視を行い、発生源に対し
公害防止体制の整	ては適正な管理や改善の指導を行います。
備	環境ホルモン(ダイオキシン類などの内分泌かく乱化学物質)
	など新しい環境問題について情報の収集と対策を進めます。
豊かな森林づくり	市内外の人たちのボランティア活動の力を借り、複層林、混交
の推進	林の森林づくりを目指します。
自然公園の保全	自然公園を保全し、豊かな森林を活用した環境教育や自然体験
日然ム国の休主	学習の場としての活用を図ります。

《主な事業》

- ◎不法投棄対策事業
- ◎緑の基本計画策定事業



(4)環境に配慮した農林業の振興(施策4)

二本松市の豊かな自然を維持するうえで農林業が大きな役割を担ってきたことから、環境保全型農業の推進を図るとともに、地域と連携して農地や里山の保全を図り、自然景観と美しい環境の維持に努めます。

取組み事項	内容
で は 仏 人 刑 曲 米 の	畜産農家と耕種農家の連携等の地域循環システムの取組みな
環境保全型農業の 推進	ど、環境負荷の少ない生産方式の普及に努め、有機質資源を利用
,,,,	した環境保全型農業を推進します。
	農地、森林、水等の自然資源を活かした里山を保全し、身近な
里山の保全・活用と	緑を活用した自然とのふれあいの場づくりを推進します。
鳥獣対策	有害鳥獣による農作物被害を最小限に抑える対策を充実しま
	す。
**	遊休農地を活用した農山村の景観づくりやバイオエネルギー
遊休農地の有効活 用	の研究利用などを図ります。
713	地域イベントや農作業体験など観光交流型農業を推進します。

- ◎堆肥センター整備事業
- ◎農地・水・環境保全向上対策事業

2. 快適な生活環境をつくる (政策2)

【施策展開の視点】

日常の道路・交通、水道、居住環境、住宅などの生活基盤施設は、暮らしの基本となる施設です。道路・交通は、市民の暮らしを支える最も重要な基盤となっています。幹線市道は比較的高い整備状況にありますが、一般市道においては、地形条件から一部幅員等の確保が困難な路線もあり、日常生活に支障をきたすことのないよう拡幅整備を行うとともに、側溝排水路の改修や安全施設の整備など、快適で安全な道路づくりを進めていく必要があります。

公共交通については、鉄道・バス、いずれも通勤・通学、買い物など市民の日常生活にはなくてはならない交通手段ですが、マイカーへの依存度が高いため利用者は減少傾向にあります。 それに伴い、鉄道・バスとも運行回数の減少が続いています。バス交通については、規制緩和も加わりバス路線の廃止もみられ、新たなバス交通のあり方について検討していく必要があります。

水道については、安全で良質な水の安定供給と未普及地域の解消が課題となっています。

居住環境は市民生活の基礎となるものですが、周辺地域においては地域の交流活動を支援し、 生活を支える基本的な機能の整備を地域拠点を中心に進め、地域の活性化につなげる必要があ ります。また、集落環境を整備し、快適性の向上が求められています。

公営住宅は、老朽化した市営住宅への対応、高齢者仕様の住宅の普及促進などが課題となっています。

本市の情報通信基盤は、**ブロードバンドサービス提供エリアが約76%にとどまり、事業者との連携による情報通信基盤の整備を促進する必要があります。

※ブロードバンド:一度に大量の情報を高度に送受信できる通信回線。

市道の状況

(H19.4.1現在)

		路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
			(m)	(m)	(%)	(m)	(%)
幹絲	市道	158	339,096	326,803	96.3	336,525	99.2
	1級市道	65	167,362	164,761	98.4	167,099	99.8
	2級市道	93	171,734	162,042	94.3	169,426	98.6
その	他市道	4,188	1,634,296	608,131	37.2	756,551	46.2
市道	合計	4,346	1,973,392	934,934	47.3	1,093,076	55.3

めざすすがた

- 利用しやすい公共交通等により市民が容易に市内を移動しています。
- 安全でおいしい飲料水が安定して供給されています。
- IT(情報通信技術)の活用により、市民の情報活用、交流が広がっています。

めざす指標

指標名	現状値 (平成 18 年度末)		
過疎地域の人口減少率 (直前5年間)(現住人口)	8.75%	7.17%	3.78%
水道普及率 (水道統計調査)	76. 84%	83. 93%	86. 99%

施策の達成に向けた各主体の役割

- ・(鉄道事業者) 鉄道輸送力の増強
- ・(バス事業者) バス路線の維持
- ・(鉄道・バス事業者) 利用に配慮し たバリアフリー化
- ・水の大切さの理解
- 情報通信基盤の整備

- 鉄道・路線バスの利用
- ・水の大切さの理解
- ・地域の交流活動への参加
- 集落環境整備への参加
- ・公園の管理・運営への参加
- ・ 基礎的情報技術の習得

- ・集落環境整備への支援
- 市営住宅の整備
- ・市民の情報交流の促進

- ・ 道路環境の整備
- ・公共交通の確保・充実
- 水道水の安定供給

(1)公共交通の充実(施策1)

日常生活の安全と利便性の向上を図るため、地域生活に密着した道路環境の整備については、できるだけ多くの箇所を改修できるよう局所的に推進することとします。また、児童生徒の通学や高齢者等の福祉対策も視野に入れた生活優先の公共交通の確保に努めます。

取組み事項	内 容		
道路環境の整備	道路の維持補修や交通安全施設整備、側溝改修を進め、安全		
担	に通行しやすい道路環境の整備を進めます。		
	公共交通の確保・充実については、現在の鉄道・生活バス路		
公共交通の確保・充	線を基本に、総合的な市の公共交通のあり方を検討し、誰もが		
実	利用しやすい公共交通とするとともに、生活路線バスの利用促		
	進に努めます。		

《主な事業》

- ◎道路環境整備事業(道路・側溝改修、道路照明等)
- ◎生活路線バス維持対策事業

(2) 水の安定供給(施策2)

安全でおいしい水の安定した供給を確保するため、水道施設の計画的な整備、水質管理 などを徹底するとともに、良質な水源の確保を図ります。

取組み事項	内容
水道施設の整備と未	上水道及び簡易水道による給水区域の拡張を図るとともに、
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	既存水道施設の老朽化に伴う配水管改良などを推進します。
	水道事業の安定化をめざし、水道料金の見直しを図ります。
ウ紙とよぼの物件	上水道及び簡易水道の計画区域以外の地域については、生活
良質な水源の確保	用水確保対策事業を推進し、良質な生活用水の確保に努めます。

- ◎上水道・簡易水道整備事業
- ◎生活用水確保対策事業 (井戸ボーリング工事助成事業)



(3) 居住環境の整備(施策3)

過疎化の進行する中山間地域の生活を支えるため、地域の拠点地区を中心に、公的サービス機能、商業機能等の維持・集積を進めるとともに、地域の実情に応じた集落環境の整備を推進します。

住宅対策については、所得や年齢等の理由による住宅困窮者対策を優先に公営住宅の整備を推進します。

情報化社会への対応として、民間による通信基盤整備を促進するとともに、IT (情報通信技術)を活用した行政サービスの向上に努めます。

取組み事項	内容
地域拠点の機能整備	医療や福祉、教育、小売機能など、生活を支える基本的な機
地域拠点の機能電闸	能の整備については、地域の拠点地区を中心に進めます。
集落環境の整備	地域コミュニティを確立し、地域住民の知恵と力を結集して、
未洛現境の笹脯	地域の活性化に努めます。
	市営住宅の老朽化に対応した適切な維持管理に努め、経過年
公営住宅の整備	数などを考慮した計画的な補修・改修を行います。また、低廉
	な家賃で良質な市営住宅を供給します。
公園機能の整備	公園・緑地の整備及び保全のための施策を明らかにする「緑
公園機能の登開	の基本計画」を策定し、憩いの空間を整備・保全します。
ltten k	ITを活用した行政サービスの向上や、地域情報の受発信、
情報ネットワークの 整備	市民の情報交流を支援します。また、テレビの地上デジタル放
표 씨의	送の円滑な移行・普及に努めます。

《業事な主》

- ◎市営住宅建替事業(茶園地区)
- ◎公園整備事業 (表地区)



3. 市民の生命と財産を守る(政策3)

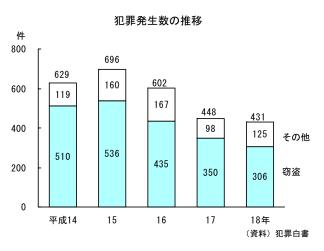
【施策展開の視点】

市民の生命や財産の安全を確保するため、不意に襲ってくる風水害や大規模地震などに対して、日頃から備えておくことが重要となります。市民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織を中心に地域の防災体制の強化により、隣近所が協力し、子どもや高齢者、障がいをもつ市民の避難や救助を行っていくことのできる災害に強いまちづくりが求められています。過去の大規模地震の教訓を踏まえて、被害を最小限に食い止めることができる地域防災力の向上が必要となっています。

消防・救急体制は、安達地方広域行政組合による常備消防と消防団により構成されています。 消防団は、災害時に重要な役割を果たしていますが、地域によっては人口減少や少子高齢化の 進展などとともに、消防団員の確保が難しくなっており、消防団の再編が必要となっています。 一方で、治山・治水対策は、安心して生活環境を確保するためにも必要不可欠です。本市の

一方で、治山・治水対策は、安心して生活環境を確保するためにも必要不可欠です。本市の地勢的特性は、台風や集中豪雨などにより、中小河川の氾濫やがけ崩れなどを招いており、河川の浸水被害対策としての河川改修や地すべり対策などの土砂災害の防止対策などを推進していく必要があります。また、森林や農地がもつ国土保全、水源かん養機能に着目した保安林の整備や農地の保全などが重要となっています。

近年における急速な都市化の進展は、従来地域がもっていた犯罪や事故に対する抑止機能を 低下させるなど、犯罪や事故がますます身近な問題となり、市民が安心して暮らせるまちづく りは重要な課題となっています。





めざすすがた

- 風水害や地震など、自然災害に強い安全なまちが形成されています。
- 市民の防災意識が高まり、自主防災組織が確立されています。
- ◆ 市民一人ひとりの防犯意識、交通ルール・マナーが高まるなど、安全な暮らしが実現しています。

めざす指標

指標名	現状値 (平成 18 年度末)	目標値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 27 年度末)	
消火栓数 (生活環境課調べ)	944 基	970 基	990 基	
市民交通災害共済加入率	53.6%	70.0%	80.0%	

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

車拳車

- ・自主防災組織に参加
- ・災害時に備える
- ・法令などを遵守した宅地開発
- ・防犯組織に参加
- ・交通ルールやマナーの遵守

市民

- ・自主防災組織に参加
- ・災害時に備える
- ・森林・農地の災害防止機能へ の理解
- ・防犯組織に参加
- ・交通ルールやマナーの遵守

市

- ・防災意識を高める
- ・自主的な防災活動の支援
- ・災害時の援護体制の確立
- ・公共施設の耐震化
- ・防犯体制の強化
- ・交通ルールやマナーの教育
- ・交通事故が起こりにくい環境 整備

(1) 防災対策の推進(施策1)

災害時に的確に対応できる体制の強化、設備の整備充実を進め、地域防災力の向上に努めます。また、消防団活動等による火災予防に努めるとともに、火災発生時に備えた消防施設の整備を推進します。

取組み事項	内 容
防災体制の強化	市民の防災意識を高め、自主防災組織の育成と活動を促進す
	るとともに、近隣での見守り体制を確立します。
	災害時の情報伝達体制の強化や防災設備・備品等の計画的な
	整備を進めます。
火災予防の推進	市民の火災発生予防意識を高めるとともに、高齢者への火災
	予防活動や集客施設への指導などを推進します。
消防力の充実	消防水利の計画的な整備を進めるとともに、消防団員の確
	保・育成に努め、消防屯所・設備の計画的な整備を図ります。

《主な事業》

- ◎防災設備·備品整備事業
- ◎消防施設等整備事業



(2) 耐震対策の推進(施策2)

大規模な地震発生に備え、市民生活の安全確保に向け、公共施設の耐震改修を進めると ともに、民間住宅の耐震対策を推進します。

取組み事項	内容
公共施設の耐震化推 進	大規模施設や災害時に活動拠点となる公共施設などの耐震 化を促進します。
耐震診断・改修の促進	民間住宅の耐震診断・改修について指導を推進します。

《主な事業》

◎公共施設の耐震改修事業

(3) 治山・治水対策の推進(施策3)

土砂災害や浸水被害を防ぐため、国や県と連携して治山・治水対策を推進するとともに、 森林・農地のもつ災害防止機能を維持するため、その保全に努めます。

取組み事項	内容
治山・治水対策の推	土砂災害の防止対策を推進するとともに、洪水・浸水被害を
進	防止するために河川改修を促進します。

《主な事業》

- ◎河川改修事業の促進(国・県)
- ◎治山事業の促進(県)

(4) 地域の安全対策の充実(施策4)

防犯、交通安全意識の高揚に努めるとともに、家庭、学校、地域、警察、消防などの相 互協力により、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進します。

取組み事項	内容
	地域の自主防犯活動を積極的に支援するとともに、警察と連
防犯体制の強化	携し地域安全情報の提供に努めます。また、夜間の安全確保を
	図るため、街路灯の整備を進めます。
	市民一人ひとりが交通ルールやマナーを守るとともに、交通
交通安全の推進	安全教育の推進、交通安全施設の整備、迷惑駐車の追放など交
	通安全対策を総合的に推進します。

- ◎地域安全パトロール隊設置事業
- ◎交通安全推進対策事業



4. 安心して暮らせる福祉社会をつくる (政策4)

【施策展開の視点】

市民一人ひとりが地域で安心して暮らすためには、身近な地域においてそれぞれの症状に応じて迅速で適切な医療を受けられるようにすることが必要となっています。

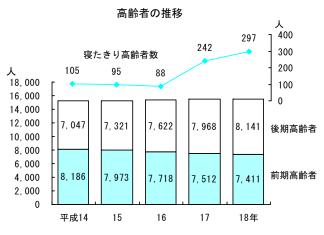
本市の高齢化率は平成17年の国勢調査で24.5%と高く、加えて一人暮らしや夫婦のみの高齢者が増えています。高齢者、障がい者が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域の中で安心していきいきとした生活を送れるよう、多様なニーズに対応した保健福祉施策の展開や地域での助け合い活動、暮らしやすい住宅確保への支援や福祉のまちづくりなどが必要となっています。

介護保険や障がい者自立支援制度の導入に伴い、高齢者や障がい者に対する支援の枠組みが 大きく変化してきている中、それぞれの利用者の視点に立って、円滑かつ適正に提供できる体 制を整備することが必要となっています。また、高齢者や障がい者の権利擁護に取り組むこと が必要となっています。

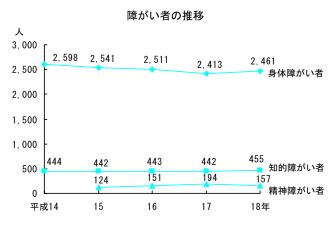
社会保障制度は介護保険や医療保険制度の改正など、相次ぐ制度の改正が行われています。 制度改正の趣旨の普及など、適切な利用を促していくことが必要となっています。

日常生活における消費者の利便性は高まっていますが、商品・サービスの複雑化や高齢者を狙った振り込め詐欺などの消費者被害が増え、また食品の安全確保も課題となっています。

現代社会においては、高齢者や子どもへの虐待、国籍や性による差別などさまざまな人権問題があり、市民一人ひとりが人権に対する理解を深める必要があります。



(資料) 福島県現住人口調査年報 (10月1日現在)、 二本松市社会福祉の概況 (年度末) (寝たきり高齢者はH14~16、データのない地域がある)



(資料) 二本松市社会福祉の概況、二本松市障がい者計画策定資料 (精神障がい者の平成14年度は、旧二本松市のデーターなし)



めざすすがた

- 市民が安心して適切な医療を受けることができています。
- 高齢者や障がい者が、地域社会の中で安心して暮らし続けています。
- 高齢者や障がい者をはじめ、市民が緊急時に対応できる施設が整っています。

めざす指標

指標名	現状値	目標値	目標値
	(平成 18 年度末)	(平成 23 年度末)	(平成 27 年度末)
要介護(要支援)認定者に おけるサービス受給者割合 (介護保険事業状況報告)	77.5% (H19.5 現在)	80.0%	80.0%

◆施策の達成に向けた各主体の役割◆

主世史

- ・質の高いサービスの提供
- ・(医療保険者) 特定健診及 び保健指導の実施
- ・商品等についての適切な 表示
- ・ユニバーサルデザインの 商品開発

市長

- かかりつけ医をもつ
- ・応急手当の実践
- ・介護保険料を納める
- ・福祉サービスの活用
- ・保険・年金制度への加入
- 人権の尊重

帀

- ・地域医療ネットワークの充実
- 高齢者自立の促進
- 介護保険事業の円滑な運営
- ・障がい者自立支援制度の適切な運営
- ・保険・年金制度の理解促進
- ・消費者相談への支援
- 人権意識の普及
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり

(1)地域医療の充実(施策1)

市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、医療機関と連携した地域医療体制、救急医療体制の確保を図るとともに、これを補完するため岩代国民健康保険診療所の運営を継続します。

取組み事項	内 容
地域医療体制の充実	医師会と連携し、診療所、病院等の役割分担と連携強化を図 ります。
救急医療体制の充実	医師会と連携し、休日・夜間の在宅当番医制を推進します。

《主な事業》

- ◎岩代国保診療所の運営
- ◎救急医療事業(在宅当番医制、緊急歯科当番医制、病院群輪番制)

(2) 高齢者や障がい者への福祉サービスの充実(施策2)

誰もが地域で安心して生活できるよう、市民みんなで支え合う地域福祉を目指します。 高齢者の自立生活を支援するとともに、介護を必要とする高齢者が安心して必要なサー ビスを受けられる介護保険制度、障がい者の自立に向けた生活支援サービスなど、住み慣 れた地域での安心した暮らしを支援します。

取組み事項	内容
	高齢者や障がい者、子ども、誰もが住みなれた地域でいきい
	きと暮らせるよう、環境の整備を進めるとともに、地域住民や
地域福祉の推進	自治会、ボランティア団体、NPOなどのネットワーク化を図
	り、助け合い・支え合いの地域福祉を推進します。
	温泉活用による保養や健康増進、介護予防、デイサービス、
高齢者福祉サービス の充実	ホームヘルプサービスなどを充実し、高齢者の生活援助を充実
の元文	します。
介護サービスの充実	介護保険の円滑な運営と一層の定着を進め、在宅での介護支
	援、施設の整備促進に努めます。
	また、苦情解決体制や利用者支援を充実します。
障がい者生活支援サ ービスの充実	障がい者が地域で自立して暮らしていけるよう、一人ひとり
	のニーズや適正に配慮した支援ができるようサービスを充実
	します。
障がい者への就労支 援	障がい者の多様な就労の場を確保するため、地域に根ざした
	活動を展開する地域作業所などを支援します。
	就労支援センターの活用などにより、障がい者の一般就労の
	支援に努めます。

《主な事業》

- ◎温泉保養健康増進事業
- ◎地域生活支援事業





(3) 社会保障制度の確立 (施策3)

国の社会保障制度の中で、市が行うこととされている公的扶助、公的保険制度を適切に 実施します。また、年金など、他の機関が実施する社会保障制度については、市民の身近 な窓口として、制度の啓発と相談に努めます。

取組み事項	内容
	生活保障制度を適正に運用し、世帯の実情に応じた指導を充
│低所得者への生活保 │障	実するとともに、関係機関との連携により生活保護世帯への就
 	労相談、指導などに努めます。
	国民健康保険制度の啓発と加入資格の的確な把握に努める
国民健康保険・介護 保険制度等の健全運 営	とともに、医療保険者(国保・被用者保険)として、生活習慣
	病予防のため、特定健診及び特定保健指導を推進し、医療費の
	増嵩を抑制します。
	介護保険制度は、サービスの向上と介護保険財政の健全運営
	に努めます。
年金制度の相談	年金制度の啓発や、複雑な年金制度に関する相談を充実しま
	す。

- ◎生活保護事業
- ◎国民健康保険事業
- ◎国民年金相談事業

(4) 生活相談の充実(施策4)

市民が安心して消費生活ができるよう、消費者意識の啓発と消費者相談の充実を図ります。

市民がお互いの人権を尊重することができるよう、人権意識の普及と、人権相談や行政相談体制の充実を図ります。

取組み事項	内 容
消費者意識の啓発、 相談	消費者自らが知識や判断力を高め、適切な商品選択を行うこ
	とができるよう、消費者意識の啓発に努めるとともに、消費者
	行政相談を充実します。
人権、行政相談	人権問題等に迅速に対応できるよう、人権、行政相談体制を
	充実します。

《主な事業》

- ◎消費者行政事業
- ◎人権擁護·行政相談事業

(5)暮らしやすい環境整備(施策5)

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰にとっても住みやすいユニバー サルデザインを活かした生活環境の向上を図ります。

取組み事項	内 容
ユニバーサルデザイ ンのまちづくりの推 進	公共的建築物、道路、公園などを整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。

《主な事業》

◎JR二本松駅ホームエレベーター整備事業